

4月1日から 住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明などの
請求の際に **本人確認を実施します**

4月1日から、町民課及び各支所(桂・七会)では、
証明書の請求時に来庁された方の「本人確認」を行います。
本人確認は、各種証明書を本人になりすまして不正に取得することを防ぎ、個人情報保護のために実施するものです。
窓口にお越しの際は、本人確認のため次の書類をご持参ください。町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

本人確認が必要となる証明

- ①住民票の写しおよび記載事項証明
 - ②戸籍(除籍・原戸籍)謄本・抄本
 - ③戸籍届の受理・不受理証明
 - ④戸籍の附票
 - ⑤印鑑証明書
 - ⑥外国人登録原票写しおよび記載事項証明書
 - ⑦不在住・不在籍証明書
 - ⑧身分証明書
- 引き続き、本人確認が必要となる届出**
- ①住民異動届(転入、転出、転居、世帯変更)
 - ②戸籍届出



本人確認のため表示していた

- 顔写真が貼付された官公署が発行する有効期限内の免許証、許可証、資格証明書など(運転免許証、パスポート、外国人登録証明書、身体障害者手帳など)
- 右記の免許証などをお持ちでない方は、次のものを提示していただき、質問による確認もあわせて行います
- ・各種健康保険被保険者証、年金手帳や年金証書など
- ・顔写真が貼付された社員証、学生証など

問合せ 町民課(内線114)

029-288-3111

城里町デマンド交通「ふれあいタクシー」
買い物や病院、友人宅などへお気軽にご利用ください



昨年10月から本稼動となり、町内全域で運行している城里町デマンド交通「ふれあいタクシー」。ふれあいタクシーは、中型タクシー1台とジャンボタクシー2台を使用し、町内ならどこへでも乗り合いで送迎するもので、町社会福祉協議会が運営主体となって運行をしています。

1、2回利用するそうです。「玄関先まで来てくれるのはすごく助かるし、運転手の方が車のドアをあけて笑顔で待っていてくれるのが嬉しい。乗り合いだから、町内いろいろな場所の景色が楽しめるし、利用する人と顔なじみになり知り合いも増えた」と終始笑顔で話してくれました。皆さんも、町内の買い物や通院、公共施設などいろいろな場所への移動に、ふれあいタクシーをぜひご利用ください。



「ふれあいタクシーを重宝している」と話す小島さん

◆事前に利用登録が必要です

利用登録票に必要事項を記入し、社会福祉協議会、企画財政課、各支所へお申込みください。登録は無料で、随時受け付けています。

◆運行日時

月～金曜日(土日祝日、年末年始は除く)
午前8時～午後4時まで1時間ごとに1便を運行します。

◆利用料金

一乗車につき、300円(3歳児未満は無料)。利用券での支払いになります。

利用券は、社会福祉協議会、企画財政課、各支所、ふれあいタクシーの車内で購入できます。

◆利用方法

利用する方は、2日前から利用予定便の30分前までに、デマンドタクシー情報センター(☎029-240-6000)へ電話で予約してください。

予約受付時間は、月～金曜日までの午前7時15分～午後3時30分(翌日の便の予約は午後4時30分)までです。

※予約電話のおかけ間違いにご注意ください! 「288」や「289」を付けて、間違い電話となっているケースが発生しています